

## 土地使用貸借契約書（案）

土地の使用貸借（以下「貸借」という。）について、貸付人 ○○（以下「甲」という。）と借受人 鏡石町（以下「乙」という。）との間において、次の条項により土地使用貸借契約を締結する。

### （貸借物件）

第1条 甲は、次の不動産（以下「貸借地」という。）のうち別紙記載の乙が所有する耐震性貯水槽（以下「防火水槽」という。）が埋設されている範囲から1mを追加した範囲を乙に無償で貸し付け、乙は、これを借り受ける。

- (1) 所在地 岩瀬郡鏡石町本町207番5
- (2) 貸借面積 47.00平方メートル

### （貸借期間）

第2条 貸借地の貸借期間は、本契約締結の日から、区分地上権設定契約の締結日までとする。

### （用途指定）

第3条 乙は、第1条の貸借地を防火水槽の敷地として使用し、その他の用途に使用しないものとする。

### （譲渡及び転貸の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾を得ずにこの契約により生じる権利を譲渡し、又は貸借地を転貸してはならない。

### （維持管理）

第5条 甲は、貸借地を第3条の使用目的を妨げないように、維持管理するものとする。

### （権利義務の承継等）

第6条 甲は、貸借期間中に貸借地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約を定める乙の権利及び義務を、承継させなければならない。

- 2 甲は、貸借期間中に貸借地を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。

(公租公課)

第7条 使用貸借土地に係る公租公課は、甲の負担とする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地

鏡石町 鏡石町長 木賊 正男

五部